

令和6年度鹿沼市施政方針

1 はじめに

令和6年は、能登半島地震という大災害で1年が始まることになってしまいました。想像以上に多難であろう復旧復興に、本市としても市民の皆さんのご理解をいただきながら、できる限りの支援をさせていただきたいと考えております。

また、ウクライナや中東における戦争は、終わりの見えない状況が続き、世界中が不安の中で新年を迎えている中、「平和」の大切さとそれを維持することの難しさ、そして人間の愚かさを改めて実感しているところであります。

昨年5月、3年以上猛威を振るった新型コロナが感染症法上「5類」に移行され、外国人観光客の急増等で活気を取り戻す中、高水準の賃上げや企業の投資意欲等、一部では前向きな動きがみられるものの、世界的な物価高騰に加え、深刻さを増す気候変動や災害、急速に進行する少子高齢化等々、依然として予断を許さない状況が続いております。

本市では、昨年10月に市制75周年を迎え、様々な記念事業が展開しております。

特に、5年ぶりに開催された「秋まつり」は、従来に増して多くのお客様にお越しいただきました。また、市民の皆様のご理解ご協力をいただきながら整備を進めてきた新庁舎が5月に完全開庁し、新しい議場では「女性議会」を開き、庁舎駐車場では鹿沼商工会議所が新たに企画した「シウマイ博覧会」が開催されました。

さらに、平成28年に宣言した「いちご市」のシティプロモーションも75周年を機にバージョンアップして「いちごの聖地」プロジェクトを展開することとし、「いちご神社」の建立や東武鉄道株式会社との連携による、「いちごSIL大樹ふたら」の運行や駅舎のいちごラッピング等、新たなイベントも始まりました。

2 令和6年度の施策展開

令和6年度は、昨年度に続き、コロナ禍や物価高騰で停滞した市民生活や地域経済の再生を図りつつ、少子化やDX化等の社会的な課題に正面から向き合ってまいります。

そして、人口減少時代を踏まえたうえで上手に縮むことを念頭にして、将来にわたって鹿沼市に暮らす人、関わる全ての人が「鹿沼に住んで良かった」と感じられる、「笑顔あふれる やさしいまち」の実現を目指し、3年目の折り返し地点を迎える「第8次総合計画」に掲げた施策の着実な推進を図ってまいります。

本市では、これまでに進めてきた市役所新庁舎や水源地域振興拠点施設の整備、粗大ごみ処理施設の改良等の大型事業がおおむね完了し、鹿沼インター産業団地の整備も目途が立ち、小中学校再編や花木センターの再整備の方向性等も明らかにしてまいりました。今後は、これらを基盤として、新たな時代の課題に対応するためのソフト事業や道路等を含む既存施設の有効利用による新たな施策を市民の皆様と協働で推進してまいりたいと考えております。

(1) 予算

本市の財政が、今後、ますます厳しさを増していくことは、避けようのない現実であります。

令和6年度は、課題の本質を捉えて事業目的を明確化した上で、最も効果的な手法の選択と、限りある財源の優先的な配分を行うとともに、不足分については、各種基金や市債の効果的な活用等により一般財源を確保するなど、未来につながる施策への重点的な予算配分に努めながら編成作業を進めてまいりました。

一般会計では、対前年度比2.1パーセント減の408億8,000万円、また、水道事業会計・下水道事業会計を除く特別会計の総額は、対前年度比1.4パーセント増の195億6,052万5,000円とし、3年目を迎える総合計画の下、「未来投資型」の予算案としました。

(2) 総合計画の政策ごとの施策

ア 子育て・教育（すこやか）～次代の担い手を育むまちづくり～

国が「異次元の少子化対策」と称して、児童手当の拡充等を進めようとする中、本市においても、安心して子どもを産み育てられるよう、総合的な子育て支援に重点的に取り組んでまいります。

保育園等への紙おむつ処分の助成や第2子保育料を無償化するとともに、学校給食費は値上げすることなく、その質を保てるよう、物価高騰分を市が負担することといたします。

学校教育では、教育の質の向上と相談機能の強化、教員の働き方改革を推進するため、新たに教育支援センターを設置するとともに、教育支援員やスクールカウンセラーを拡充いたします。

特に、小中学校の再編は、喫緊の課題と認識し、担当する室を設け、10月までに基本計画をまとめて事業を推進してまいります。

また、ヤオハンいちごパーク陸上競技場の全天候化を進めるとともに、粟

野総合運動公園野球場を硬式野球の利用を可能とするための改修を進める等、施設の充実を図ります。

イ 健康・福祉(にこやか)～いつも、誰もがいきいきと暮らせるまちづくり～
急速な少子化と超高齢社会を迎える中、8050問題やダブルケアなど、複合的な課題も顕在化しています。

これらに包括的に対応するため、新たに「福祉まるごと相談室」を設置します。

また、持続可能な介護保険制度の確立に向けて、介護保険料を改定するとともに、介護に当たるご家族等を支援するため、在宅介護手当を拡充します。

さらに、本年1月から带状疱疹ワクチン接種の定額補助を開始しましたが、令和6年度からは、新たにインフルエンザ予防接種補助の対象を、受験や就職を控える中学3年生及び高校3年生相当年齢に拡大します。

ウ 産業・文化(にぎやか)～地域の活力あふれ、にぎわいのあるまちづくり～
物価高騰等の緊急の課題に対応するとともに、本市の多彩な産業の将来を見据えた新たな発展を支援いたします。

中小企業等の生産性向上等を目的に、デジタル技術活用を支援するとともに、商業の活性化と消費者への物価高騰対策として、プレミアム付き商品券の発行支援やキャッシュレス決済ポイント還元事業を行います。

鹿沼インター産業団地は、6年度早々に用地の分譲を開始し、次の産業団地の整備に向け準備を進めます。

4月13日には、南摩ダム関連の水源地域振興拠点施設として整備を進めてきた「スノーピーク鹿沼キャンプフィールド・アンド・スパ」がオープンいたします。これが、西北部活性化の拠点施設となるよう、地域住民の皆さんや指定管理者である株式会社スノーピークとともに新たな事業を展開してまいります。

また、花木センターの「道の駅」化を目指し、セリ場や旧管理棟等の解体とともに、それに代わる新施設の整備に着手いたします。

農業分野では、引き続き、土地改良事業や多種多様な農畜産物の生産振興を進めるとともに、いちごとららの新規就農研修生への移住支援を拡充いたします。さらに、デジタル化を促進するため、スマート農業に特化した補助制度を立ち上げます。

林業分野では、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理事業や地場産材の

利用拡大を推進するとともに、林地残材の有効利用及び脱炭素化を推進するため、チップ材等の利活用に対する支援を開始します。

エ 自然環境（きよらか）～豊かな自然に寄り添い共生するまちづくり～

脱炭素社会や循環型社会の実現に向けて、官民協働で環境負荷低減に取り組んでまいります。

引き続き、公共施設へのLED照明等の導入を推進するとともに、民間事業者の協力の下、電気自動車の充電器設置を進めます。

また、安定したごみ処理を継続するため、一般廃棄物最終処分場の容量拡張を目的とした第2期工事を進めるとともに、市民の皆様の自主的なごみ減量を促進するため、生ごみ処理機の補助を拡充いたします。

さらに、大芦川流域における観光公害に対しましては、4月施行の条例に基づき、迷惑行為禁止の周知啓発や監視体制を強化し、豊かな自然環境及び住民の皆さんの生活環境の保全を図ります。

オ 都市基盤・危機管理（しなやか）～弾力ある安全安心の強いまちづくり～

持続可能で暮らしやすい都市空間の形成を目指し、都市機能の集積と交通ネットワークの最適化を推進いたします。また、常に起こり得る災害に備える体制を強化してまいります。

JR鹿沼駅東通りや新田橋の整備等を着実に進めるとともに、老朽化した公共施設の更新を計画的に進めるため、道路や橋梁、上下水道等の長寿命化対策を重点的に進めてまいります。特に、市民生活を支える市道の維持管理に力を入れてまいります。

また、「スノーピーク鹿沼キャンプフィールド・アンド・スパ」のオープンに合わせ、西北部へのアクセス環境の向上を図るため、リーバス南摩線のルートを再編いたします。

さらに、将来的な墓じまいや無縁墓の増加を見据え、見笹霊園地内への合葬墓整備に着手いたします。

災害は、いつ何時起こるか分からないものであるため、日頃からの備えが重要であります。

災害時の対応力だけでなく、平時の危機管理能力を高めるため、栗野分署の非常用電源設備の拡充、消防職員の増員、さらに消防団員の準中型免許取得の支援等、体制強化に努めてまいります。

カ 市民協働（なごやかさ）～多様性を支える協働のまちづくり～

コロナ禍により、停滞を余儀なくされたコミュニティ活動の再生を目指し、市民の皆さんが積極的に協働のまちづくりに参加できる環境を整備いたします。

3年目を迎える「地域のチカラ協働事業」や高校生によるまちづくり活動の支援に加え、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した支援制度を新設いたします。

さらに、既に地域社会の一員であり、今後のまちづくりに、ますます重要な役割を果たしていただくことになる外国人住民の方々にとって住みよいまちづくりを目指し、学校における支援体制の強化や多言語用連絡システムの導入、産業分野での外国人材のマッチングを支援してまいります。

キ 行政経営（たくましさ）～将来を見据えた持続可能なまちづくり～

より効果的で効率的な行財政運営を目指し、DXの推進や職員の働き方改革を進めるとともに、行政情報の適時で速やかな発信に努めてまいります。

市民情報センターやコミュニティセンターへの公衆Wi-Fiの設置を進めるとともに、住民票等の発行や公共施設の予約等の行政手続のオンライン化と使用料、手数料等のキャッシュレス化を拡充いたします。

併せて、ペーパーレス化に向けたパソコンのタブレット型への変換、生成AIや業務上の情報伝達ツールとしての「LOGO Chat」の活用を進めます。

「いちご市」のシティプロモーションをさらに強化するため、「“いちごの聖地”プロジェクト」を拡大するとともに、本市の魅力を生かし、交流人口・関係人口の拡大と移住・定住を促進します。

さらに、公共施設の適正配置と機能の集約を積極的に進め、廃校後の校舎を含め、遊休施設等の民間活力導入による有効活用に取り組みます。

3 5年後、10年後、さらにその先を見据えて

今から10年前の2014年、「消滅可能性都市」という言葉が世間を騒がせました。それは、実際に住民が「0」になるということではなく、2010年から40年までの30年間に、20歳から39歳までの女性が半分以上に減ることで、少子化が加速し、将来的に社会機能が維持できなくなるというものでした。

全市区町村の約5割、896団体がこれに該当するという衝撃的なものでしたが、昨年末、国の研究機関が発表した「地域別将来人口推計」によると、

2050年、全国の自治体の2割で人口が半分以下になり、「消滅可能性都市」は、1,000以上になる可能性があると示されました。

日本は、本格的な人口減少時代に入り、私たちは、大胆な変革を迫られているように感じます。

具体的には、外国人材の積極的な受入れ、女性活躍社会の実現に向けた行動、生成AI等新たなデジタル技術の積極的な活用による業務の効率化、そして、学校を含めた施設の多機能化と統廃合等による施設管理のスリム化等に取り組まなければなりません。

一人ひとりが意識を変え、コミュニティ全体で話し合い、行動することで、変革を進め、困難を乗り越え、未来を切り拓くことは可能であると考えます。

そして、その先にある未来の鹿沼市を、人口が減少しても幸せを感じられるまち、いつまでも「笑顔あふれる やさしいまち」として、次世代に引き継いでいくことこそ、我々の責務であると考えております。

今、差し迫っている課題に対処しつつも、「今だけ」ではなく、5年後、10年後、さらにその先を見据えた「持続可能なまちづくり」を進めなければならないと考えておりますし、豊かな自然環境、歴史と文化、有利な地理的条件、それらを背景に発展してきた多彩な産業、そして積極的に市民活動に取り組む市民の皆さんが住むこの鹿沼市でこそ、それが実現できるものと確信しております。

今後も、市民の皆様のご支援ご協力をお願い申し上げまして、令和6年度の施政方針といたします。

令和6年第1回鹿沼市議会定例会議案説明書

◎ 報告第 1号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和4年8月18日戸張町地内の国道と市道との交差点において、職員が運転する軽貨物自動車が、市外在住者所有の普通乗用自動車に衝突し、運転手である当該市外在住者を負傷させたことに対し、損害賠償の額を587,420円とし、和解したものである。

(参照条文) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長専決処分事項の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により次の事項については、これを市長において専決処分することができるものとする。

記

1件100万円以下の事件に関し、市がその当事者である和解をすること。

1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

◎ 報告第 2号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

報告第1号に係る事故について、本市の公用車が衝突した車両に同乗していた市外在住者を負傷させたことに対し、損害賠償の額を45,640円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第1号と同じ。

- ◎ 報告第 3号 専決処分事項の報告について
(損害賠償の額の決定及び和解)

令和6年1月17日晃望台地内において、職員が運転する軽乗用自動車が生田町在住者宅のブロック塀に接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を49,000円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第1号と同じ。

- ◎ 報告第 4号 令和6事業年度公益財団法人鹿沼市農業公社事業計画及び予算の報告について
- ◎ 報告第 5号 令和6事業年度公益財団法人鹿沼市花木センター公社事業計画及び予算の報告について

公益財団法人鹿沼市農業公社及び公益財団法人鹿沼市花木センター公社の令和6事業年度における事業計画及び予算に関する書類を法の定めるところにより提出するものである。

(参照条文) 地方自治法

第243条の3 第1項 省略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

第3項 省略

◎ 議案第 1 号 専決処分事項の承認について

(令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 10 号))

歳入については、国庫支出金の増額を計上し、歳出については、物価高騰緊急支援給付金給付事業費の増額を計上したもので、この補正額を 384,750,000 円の増とし、予算総額を 45,266,187,000 円とするものである。

なお、繰越明許費の補正については、第 2 表のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意（中略）については、この限りでない。

第 2 項 省略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

第 4 項 省略

◎ 議案第 2 号 令和 6 年度鹿沼市一般会計予算について

令和 6 年度の一般会計予算は、408 億 8,000 万円、対前年度比 2.1 パーセント減で、時代の変革に合わせ、子どもへの投資、DX の推進など未来につながるまちづくりを重点的に推進する“未来投資型予算”としたところである。

歳入については、自主財源の根幹をなす市税において、コロナ禍からの経済活動の正常化が進みつつも、評価替えに伴う地下下落の影響を見込むとともに、定額減税等の影響を考慮しつつ、依存財源の地方交付税や地方消費税交付金、地方譲与税など、国の動向や前年度決算見込みを考慮して計上したものである。

また、基金繰入金については、公共施設整備基金等 9 つの基金からの繰入金を計上したほか、一般財源の不足額を確保するため、財政調整基金の効果的な活用に努めた。

なお、市債については、後年度の財政運営への影響を考慮し、対象事業の厳選に努めながら、公共施設除却事業等 13 事業に係る建設事業債を計上した。

歳出については、全ての子どもが安心して成長できるまちづくり、子どもたちが安心して学べる学校教育環境の充実、時代の要請に応える DX の推進、安全安心な暮らしを守る道路の整備、外国人に優しいまちづくりの推進、地域防災体制の強化を図る防災機能の充実、消費を促す物価高騰対策の推進、大芦川流域における観光公害対策の推進、ダム周辺地域の振興、新たな産業団地の整備、花木センター「道の駅」化の推進に重点的に取り組むほか、新規事業として、多様化する相談業務に対応するため「福祉まるごと相談室」の設置、消防団員の自動車準中型運転免許取得支援の実施、前日光つつじの湯交流館リニューアル事業の実施、予防接種事業の拡充、スポーツ施設の多用途化に向けた環境整備、市営住宅の整備、耐震診断の促進、住家被害認定調査員の育成、介護保険施設の整備、在宅介護手当の拡充、合葬墓の整備、また、継続事業としては、移住定住の促進、協働・共創によるまちづくり、いちご市プロモーション推進事業、子育て環境の充実、幼児教育・保育機能の充実、公共交通の活用促進、地域と連携した商工業の振興、森林整備と鹿沼産材の販路拡大、農業基盤の整備、新規就農者の支援、野生鳥獣対策、ごみ処理施設の整備、学校施設の整備などに係る経費を計上し、教育、福祉の充実や都市基盤の整備促進を図るものである。

なお、継続費、債務負担行為及び地方債については、それぞれ第 2 表、第 3 表及び第 4 表のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号 省略

(2) 予算を定めること。

第3号から第15号まで及び第2項 省略

◎ 議案第 3号 令和6年度鹿沼市国民健康保険特別会計予算について

一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費、一般被保険者医療給付費分、一般被保険者後期高齢者支援金等分等を計上し、この財源として、国民健康保険税、県支出金、繰入金等を充て、予算総額を9,606,000,000円とするものである。

(参照条文) 議案第2号と同じ。

◎ 議案第 4号 令和6年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計予算について

公設地方卸売市場施設維持管理費等を計上し、この財源として、使用料及び手数料、繰入金、諸収入等を充て、予算総額を12,000,000円とするものである。

(参照条文) 議案第2号と同じ。

◎ 議案第 5号 令和6年度鹿沼市介護保険特別会計予算について

居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費等を計上し、この財源として、保険料、国県支出金、支払基金交付金、繰入金等を充て、予算総額を8,554,000,000円とするものである。

(参照条文) 議案第2号と同じ。

◎ 議案第 6 号 令和 6 年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計予算について

健診事業費、後期高齢者医療広域連合納付金等を計上し、この財源として、後期高齢者医療保険料、繰入金等を充て、予算総額を 1,387,000,000 円とするものである。

(参照条文) 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 7 号 令和 6 年度鹿沼市粕尾財産区特別会計予算について

財産管理費等を計上し、この財源として、繰入金等を充て、予算総額を 191,000 円とするものである。

(参照条文) 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 8 号 令和 6 年度鹿沼市清洲財産区特別会計予算について

財産管理費等を計上し、この財源として、繰入金等を充て、予算総額を 1,334,000 円とするものである。

(参照条文) 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 9 号 令和 6 年度鹿沼市水道事業会計予算について

収益的収入及び支出においては、収入総額を 1,550,040,000 円、支出総額を 1,544,776,000 円計上し、資本的収入及び支出においては、収入総額を 1,501,804,000 円、支出総額を 2,273,613,000 円計上するものである。

(参照条文) 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 1 0 号 令和 6 年度鹿沼市下水道事業会計予算について

収益的収入及び支出においては、収入総額を 2,577,752,000 円、支出総額を 2,404,010,000 円計上し、資本的収入及び支出においては、収入総額を 657,328,000 円、支出総額を 1,572,592,000 円計上するものである。

(参照条文) 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 1 1 号 令和 5 年度鹿沼市一般会計補正予算 (第 1 1 号) について

令和 5 年度一般会計予算の総仕上げとして、歳入歳出のおおむね確定したこと等による補正を行うものである。

歳入については、地方交付税、国県支出金等の増減額を計上し、歳出については、各事業の実績等に基づくもののほか、減債基金積立金、施設型給付・地域型保育給付等事業費、こども医療対策事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を 29,286,000 円の増とし、予算総額を 45,295,473,000 円とするものである。

なお、繰越明許費及び地方債の補正については、それぞれ第 2 表の 1、第 2 表の 2 及び第 3 表のとおりである。

(参照条文) 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第 1 2 号 令和 5 年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について

歳入については、繰入金、諸収入等の増減額を計上し、歳出については、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費、償還金、予備費等の増減額を計上したもので、この補正額を 18,376,000 円の増とし、予算額を 9,936,430,000 円とするものである。

(参照条文) 議案第 2 号と同じ。

◎ 議案第13号 令和5年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号) について

歳入については、繰入金の減額を計上し、歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金の減額を計上したもので、この補正額を8,495,000円の減とし、予算額を1,327,909,000円とするものである。

(参照条文) 議案第2号と同じ。

◎ 議案第14号 損害賠償の額の決定及び和解について

報告第1号及び報告第2号に係る事故について、本市の公用車が衝突した車両に同乗していた市外在住者を負傷させたことに対し、損害賠償の額を1,490,646円とし、和解するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号から第11号まで 省略

(12) 普通地方公共団体はその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(中略)、和解(中略)、あっせん、調停及び仲裁に關すること。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

第14号及び第15号並びに第2項 省略

◎ 議案第 15 号 辺地に係る総合整備計画の変更について

令和 4 年 3 月 22 日議案第 17 号として議決を得た入・中栗野辺地に係る総合整備計画について、辺地における計画事業の変更を行うためのものである。

(参照条文) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第 3 条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

第 2 項から第 7 項まで 省略

8 前各項の規定は、第 5 項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

◎ 議案第 16 号 工事請負契約の変更について

令和 4 年 9 月 26 日議案第 71 号として議決を得た水源地域振興拠点施設敷地造成工事について、その後一部設計変更により 234,795,000 円となるので、契約の金額を変更するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第 1 号から第 4 号まで 省略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

第 6 号から第 15 号まで及び第 2 項 省略

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）

第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造

の請負とする。

◎ 議案第17号 工事請負契約の変更について

令和5年3月20日議案第14号として議決を得た水源地域振興拠点施設新築工事について、その後一部設計変更により1,405,734,000円となるので、契約の金額を変更するためのものである。

(参照条文) 議案第16号と同じ。

◎ 議案第18号 物品購入契約の締結について

鹿沼市粟野地区学校給食共同調理場食器・食缶洗浄機購入に係る指名競争入札を去る令和5年12月26日に行い、その結果、日本調理機株式会社栃木営業所が42,900,000円で落札したので、本契約を締結するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号から第7号まで 省略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

第9号から第15号まで及び第2項 省略

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得
又は処分に関する条例

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は財産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

◎ 議案第 19 号 市道路線の認定について

村井町、上殿町、緑町 2 丁目、幸町 1 丁目及び茂呂地内における開発行為並びに上南摩町地内における水源地域振興拠点施設整備事業により新たに築造された道路を市道として認定するためのものである。

(参照条文) 道路法

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

第 3 項から第 5 項まで 省略

第 10 条 第 1 項及び第 2 項 省略

3 第 7 条第 2 項から第 8 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第 8 条第 2 項から第 5 項まで及び前条の規定は前 2 項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

◎ 議案第 20 号 市道路線の廃止について

道路としての利用に供しない市道を廃止するためのものである。

(参照条文) 議案第 19 号と同じ。

◎ 議案第 21 号 市道路線の変更について

上南摩町地内における水源地域振興拠点施設整備事業に伴い、関係する市道の起点及び終点を変更するためのものである。

(参照条文) 議案第 19 号と同じ。

◎ 議案第 2 2 号 鹿沼市手数料条例の一部改正について

戸籍法の一部改正に伴い、本籍地に限られていた戸籍謄本等の請求が全国の市区町村において可能となることから、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に合わせて、その手数料の額を定めるためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

第 2 号から第 1 5 号まで及び第 2 項 省略

◎ 議案第 2 3 号 鹿沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、用語の整理等を行うためのものである。

(参照条文) 議案第 2 2 号と同じ。

◎ 議案第 2 4 号 鹿沼市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

人事院規則の一部改正に準じ、職員の夏季休暇の取得可能期間を拡大するためのものである。

(参照条文) 議案第 2 2 号と同じ。

◎ 議案第 25 号 鹿沼市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するためのものである。

(参照条文) 議案第 22 号と同じ。

◎ 議案第 26 号 退職手当の支給事務等を栃木県市町村総合事務組合において共同処理することに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

令和 6 年 4 月 1 日から本市が退職手当支給事務等を共同処理することに伴い、関係する条例の廃止等を行うためのものである。

(参照条文) 議案第 22 号と同じ。

◎ 議案第 27 号 鹿沼市手数料条例の一部改正について

関係法令の一部改正に伴い、既存不適格建築物の敷地の接道に対する適用除外認定申請手数料等の新設及び浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可申請に対する審査手数料の額の改定を行うためのものである。

(参照条文) 議案第 22 号と同じ。

◎ 議案第 28 号 鹿沼市適応指導教室条例の一部改正について

適応指導教室の名称を変更するとともに、設置の目的に関する規定を見直すためのものである。

(参照条文) 議案第22号と同じ。

◎ 議案第29号 鹿沼市学童保育館条例の一部改正について

さつきが丘小学校学童保育館の改築に伴い、位置の変更を行うためのものである。

(参照条文) 議案第22号と同じ。

◎ 議案第30号 鹿沼市介護保険条例の一部改正について

介護保険法施行令等の改正に伴い、令和6年度から令和8年度までの介護保険料の額等を定めるためのものである。

(参照条文) 議案第22号と同じ。

◎ 議案第31号 鹿沼市都市農村交流施設条例の一部改正について

令和6年3月末をもって、永野都市農村交流館を廃止するためのものである。

(参照条文) 議案第22号と同じ。

◎ 議案第32号 鹿沼市前日光あわの山荘条例の廃止について

令和6年3月末をもって、前日光あわの山荘を廃止するためのものである。

(参照条文) 議案第22号と同じ。

◎ 議案第 3 3 号 鹿沼市市営住宅条例等の一部改正について

栃木県における公営住宅への子育て世帯の優先的な入居の取組に準じて、市営住宅への優先入居に関する規定を見直すとともに、市営住宅、市営従業員用住宅及び市営若年勤労者用住宅の入居時の家賃債務保証制度の利用を可能にするためのものである。

(参照条文) 議案第 2 2 号と同じ。

◎ 議案第 3 4 号 鹿沼市みちの休憩所条例の一部改正について

新たに草久地内に白井平みちの休憩所を設置するためのものである。

(参照条文) 議案第 2 2 号と同じ。

◎ 議案第 3 5 号 鹿沼市上下水道事業経営委員会条例の制定について

水道事業及び下水道事業の安定的な事業経営を図るため、鹿沼市上下水道事業経営委員会を設置するためのものである。

(参照条文) 議案第 2 2 号と同じ。

◎ 議案第 3 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員小太刀見代子氏が令和 6 年 6 月 3 0 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 人権擁護委員法

第 6 条 第 1 項及び第 2 項 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権

擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

第4項から第8項まで 省略

◎ 議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員藤村哲氏が令和6年6月30日をもって任期満了となるので、新たに田谷啓子氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 議案第36号と同じ。

◎ 議案第38号 鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について

本市情報公開・個人情報保護審査会委員直井勇氏が令和6年6月12日をもって任期満了となるので、新たに吉野徹氏を委嘱するためのものである。

(参照条文) 鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会条例
第3条 審査会は、市長が議会の意見を聴いて委嘱する5人以内の委員をもって組織する。

◎ 議案第39号 鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について

本市情報公開・個人情報保護審査会委員杉原弘修氏が令和6年6月12日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を委嘱するためのものである。

(参照条文) 議案第38号と同じ。

◎ 議案第40号 鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について

本市情報公開・個人情報保護審査会委員坂井忍氏が令和6年6月12日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を委嘱するためのものである。

(参照条文) 議案第38号と同じ。

◎ 議案第41号 鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について

本市情報公開・個人情報保護審査会委員柏木敬子氏が令和6年6月12日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を委嘱するためのものである。

(参照条文) 議案第38号と同じ。

◎ 議案第42号 鹿沼市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について

本市情報公開・個人情報保護審査会委員鈴木節也氏が令和6年6月12日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を委嘱するためのものである。

(参照条文) 議案第38号と同じ。